年　　月　　日

参加表明書 兼 誓約書

JPビルマネジメント株式会社 殿

商号又は名称
住　　所
代 表 者 名　　印

下記募集に関する選定について、参加する旨表明いたします。
なお、参加表明書及び裏面「欠格事由」並びに、募集に伴い提出する書類等の内容について、事実と相違ないことを誓約するとともに、虚偽の記載があった場合には受託候補者若しくは受託者の決定を取り消されても一切の異議申し立てをいたしません。

記

1. 名称：KITTE丸の内 開業15周年 地下1階共用部改装工事

2. 添付書類
(ア) 参加表明書 兼 誓約書（※1）
① 法人の登記事項証明書（申請時において３ヶ月以内のもの）(複写可)
② 最近期の法人税の納付証明書「その３」または「その３の３」（法人税と消費税及び地方消費税について未納の税額が無いことの証明書）
③ 直前３ヵ年の財務諸表（賃借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表）
④ 会社案内（パンフレット等）
※1：上記①、②については、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しでも可。
(イ) 秘密保持誓約書【様式 2】
(ウ) 受託実績一覧表【様式 3】
(エ) 本件担当者の名刺
(オ) 参加可否通知用レターパック（表に送付先住所、氏名を記載）

以上

欠 格 事 由

次の(1)から(6)の欠格事由に該当しないこと。

(1) 業務受託に際して、許可、資格又は免許を必要とするものについては、許可を取得し、資格者又は免許者を従事させることができない者。

(2) 法人等(個人経営者を含む。以下同じ)の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者。

(3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法(平成 14 年法律 154 号)若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成 8 年法律第 95 号)に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

(4) 国及び地方自治体から指名停止措置を受けている者。

① 日本郵政グループとの取引に関し、次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後、2 年間を経過していない者。
※代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様

② 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を乱雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

③ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは公正な利益を得るために連合した者

④ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

⑤ 監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者

⑥ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑦ その他、当社に損害を与えた者

⑧ 上記①～⑦のいずれかに該当する事実があった後、2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 会社、その役員若しくは実質的に経営権を有する者又はその代理人、使用人又は委託先若しくは下請け(以下「委託先等」という。委託先等には、委託先等の役員若しくは実質的に経営権を有する者又はその代理人、使用人も含む。委託先等には、委託若しくは下請負が数次にわたるときはその全てを含む。)が次の各号の一に掲げる者。

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次に掲げる者であること。

① 日本郵政グループが提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

② 日本郵政グループが提供するサービスの理由を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。

③ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者(以下、まとめて「暴力団等」という。)

イ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ロ) 暴力団等を利用していると認められる関係を有すること

ハ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ニ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(6) 経営状態が著しく不健全(3 期連続して決算赤字である場合など)であると認められる者。